

# 中期財政計画

令和3年度～令和8年度

名張市

# 目 次

1. 中期財政計画策定の目的	3
2. 計画策定の基本的な考え方	3
3. 中期財政計画（一般会計）	7
4. 歳入の推移	8
5. 歳出の推移	8
6. 投資的経費と起債発行額の推移	9
7. 市債残高の推移（臨時財政対策債を除きます。）	9
8. 財政調整基金残高の推移	10
9. 実質公債費比率（3か年平均）の推移	11
10. 将来負担比率の推移	11
11. 用語の説明	12

## 1. 中期財政計画策定の目的

今回の中期財政計画は、総合計画に掲げる事業の財源計画ではなく、本市が将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を行っていくため、国の地方財政計画を基本に令和2年度に策定した「中期財政見通し」を基に、令和2年度決算を反映するとともに、事業計画の時点修正を行い、中期的な財政運営の指針として策定するものです。これらのことから、本計画では、現段階で計画期間内に実施を予定している主要事業を盛り込んでいますが、今回の計画に盛り込むことで、将来の事業実施を担保するものではなく、この計画を基本に、限られた財源を真に必要な事業に充てるために、個々の事業実施の可否を判断していくこととなります。

## 2. 計画策定の基本的な考え方

今回の中期財政計画は、以下の条件で策定しています。

### (1) 計画期間

令和3年度から令和8年度まで

### (2) 会計単位

一般会計

### (3) 歳入

#### ① 市税

個人市民税は、生産年齢人口の減少に伴う減収を見込み、法人市民税は税率改正の影響を見込みます。

固定資産税は、家屋の新增築による増収を見込むほか、評価替えに伴う減収等を見込みます。

財源不足対応として令和3年度から令和5年度までは、都市振興税（固定資産税0.3パーセント上乘せ）を見込みます。

軽自動車税は、環境性能割に係る軽減税率の適用廃止等増収を見込み、たばこ税は健康志向に伴う減収を見込みます。

#### ② 地方交付税

GDPの名目成長率見込から各年度の標準財政規模を推計し、標準税収入等を控除して普通交付税総額を算出した上で、その一定額を臨時財政対策債に振り替えています。歳入では、臨時財政対策債発行分

も地方交付税として計上しています。

特別交付税は、令和3年度見込みで据え置きます。

③ 譲与税

森林環境譲与税は、国から示された譲与額を見込みます。

その他は、令和3年度見込みで据え置きます。

④ 交付金

法人事業税交付金は、令和4年度から交付率が上昇するため増額し、以降は据え置きます。

地方消費税交付金は、令和3年度の税率見直しの影響を踏まえ積算し、令和4年度以降は据え置きます。

環境性能割交付金は、令和4年度から軽減措置の廃止に伴う増収を見込むとともに、交付割合の低下に伴う減収を見込み、以降は据え置きます。

地方特例交付金は、令和4年度から環境性能割の軽減廃止等に伴う減収を見込み、以降は据え置きます。

⑤ 国・県支出金

各年度における事務事業の実施に伴う所要額を見込みます。

⑥ 繰入金

ふるさと応援基金や財政調整基金などからの繰入れを見込みます。

⑦ 財産収入

市有財産の貸付収入などを見込みます。

⑧ 市債

令和4年度以降は、各年度に見込まれる投資的経費の財源から見込みます。(※臨時財政対策債を除きます。)

⑨ 繰越金

前年度の収支剰余金を計上しています。

⑩ その他

諸収入、使用料及び手数料、分担金及び負担金などを見込みます。

#### (4) 歳出

##### ① 人件費

令和2年度までの職員給与独自削減を継続するとともに、令和3年度から5年度までは、財源不足対応として更なる職員給与削減を見込みます。令和3年度から会計年度任用職員の削減を見込むとともに、会計年度任用職員の期末手当支給を見込みます。令和5年度以降に定年延長を見込みます。

##### ② 扶助費

児童手当給付費で対象者の減少に伴う減額を見込む一方で、子育てに係る保育所費等の事業費は増額を見込みます。

また、急速な高齢化等に伴う各事業費については、健康づくり事業等の推進による抑制効果を踏まえた上で、一定の増額を見込みます。

##### ③ 公債費

過去の市債に係る償還を見込むとともに、計画期間中に発行する市債の償還を見込みます。

##### ④ 物件費

通常の実業費に各年度の特実要因の増減を勘案し見込みます。

##### ⑤ 維持補修費

施設の老朽化が進む中で維持補修費の増加が懸念されますが、更なる効果・効率的な維持管理を推進することで、令和4年度以降も、令和3年度見込額と同額で推移するものとして見込みます。

##### ⑥ 補助費等

伊賀南部クリーンセンター建設時の起債償還が令和5年度で終了するほか、病院事業会計において建設時の起債償還額が順次減少することを見込みます。

また、財源不足対応として令和3年度以降、病院経営改革による削減効果額を見込みます。

##### ⑦ 繰出金

高齢化や社会情勢の変化、国の社会保障対策などの影響を踏まえた上で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療

特別会計への繰出しを見込みます。

⑧ 投資的経費

病院建設時の市債の元金償還に対する出資金や、計画期間中に整備が予定されている道路や施設の改修にかかる事業費を見込みます。

⑨ 積立金

年度間の財源変動に備え、財政調整基金への積立てや、ふるさと応援基金積立てを見込みます。

⑩ 出資金・貸付金

勤労者福祉対策資金預託金やシルバー人材センター運用資金貸付金等を見込みます。

⑪ その他

水道事業会計や特定目的基金からの借入りに係る元利償還等を見込みます。

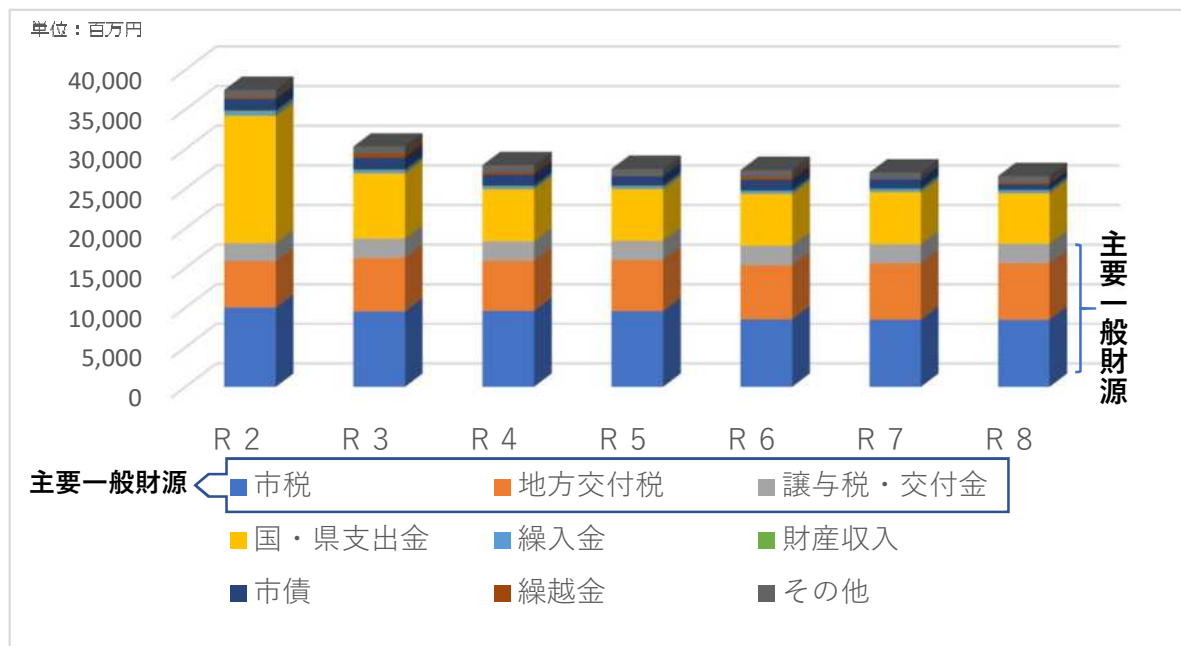
### 3. 中期財政計画(一般会計)

(単位:百万円)

年度		R2決算	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入	市税	9,985	9,498	9,582	9,545	8,497	8,466	8,436
	地方交付税	5,865	6,774	6,303	6,410	6,838	7,067	7,139
	うち臨時財政対策債分	1,013	1,416	1,058	1,058	1,058	1,058	1,058
	譲与税・交付金	2,282	2,396	2,457	2,457	2,462	2,462	2,462
	(主要一般財源小計)	(18,132)	(18,668)	(18,342)	(18,412)	(17,797)	(17,995)	(18,037)
	国庫支出金	13,732	5,467	4,336	4,312	4,312	4,372	4,172
	県支出金	2,328	2,799	2,253	2,230	2,230	2,209	2,209
	繰入金	512	374	327	327	332	332	332
	財産収入	140	99	99	99	99	99	99
	市債	1,453	1,488	1,407	1,177	1,349	1,145	683
	繰越金	202	539	338	36	375	0	221
	その他	958	878	863	903	860	884	853
	計	37,456	30,312	27,965	27,496	27,354	27,034	26,605
歳出	人件費	5,242	5,102	5,231	4,939	5,230	4,988	5,400
	扶助費	7,302	7,130	7,181	7,232	7,284	7,343	7,360
	公債費	3,127	3,266	3,171	3,171	3,121	3,030	2,937
	うち臨時財政対策債分	1,132	1,193	1,227	1,227	1,252	1,245	1,260
	(義務的経費小計)	(15,671)	(15,498)	(15,583)	(15,342)	(15,635)	(15,361)	(15,697)
	物件費	2,991	3,540	2,508	2,512	2,462	2,432	2,768
	維持補修費	235	263	263	263	263	263	263
	補助費等	11,865	4,454	3,892	3,647	3,459	3,448	3,486
	繰出金	2,602	2,681	2,709	2,781	2,847	2,878	2,953
	投資的経費	2,519	2,727	2,309	2,064	2,155	1,953	1,073
	積立金	556	507	410	260	429	247	357
	出資金・貸付金	99	59	46	46	46	46	46
	その他	379	246	208	207	187	187	152
	計	36,917	29,974	27,928	27,121	27,482	26,813	26,793
収	支	539	338	36	375	△129	221	△188
財政調整基金取崩		0	0	0	0	129	0	188
財政調整基金積立 (再掲積立金のうち)		108	275	169	18	188	0	111
財政調整基金残高		232	507	676	694	753	753	676

※表示単位で四捨五入を行っているため、計及び収支が内訳と一致しない場合があります。

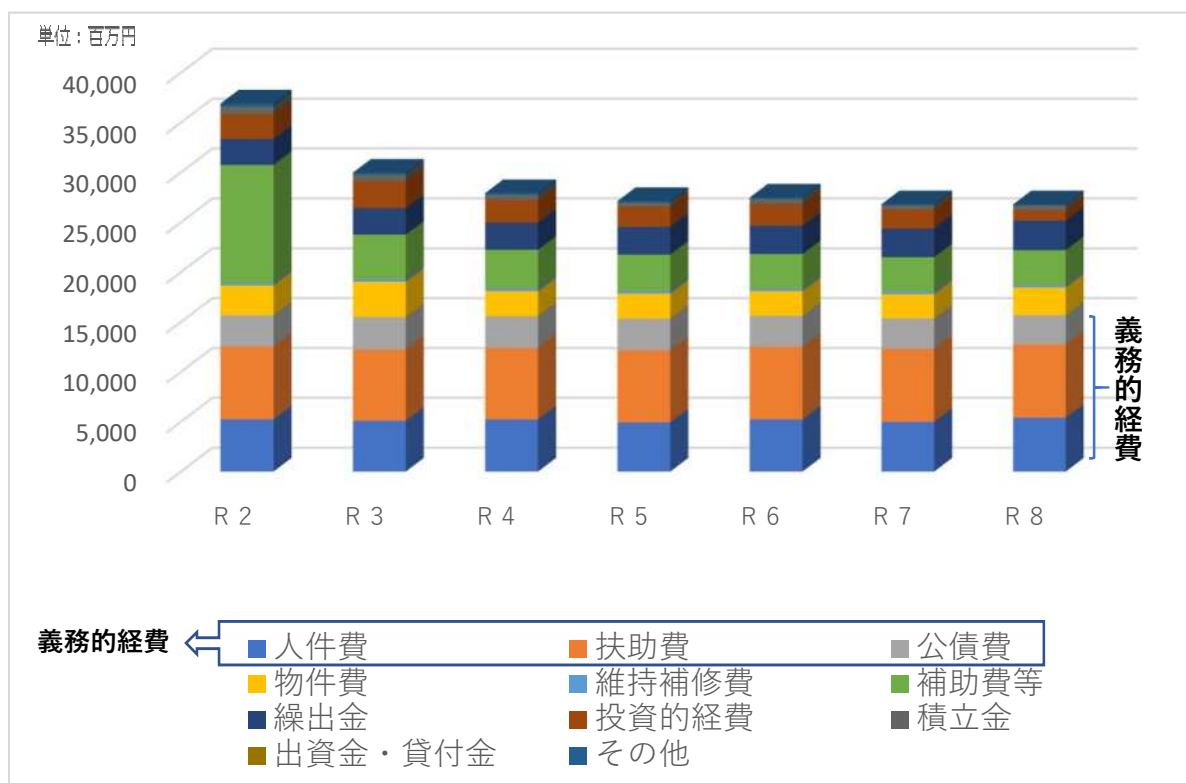
#### 4. 歳入の推移



単位：百万円

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入	37,456	30,312	27,965	27,496	27,354	27,034	26,605

#### 5. 歳出の推移

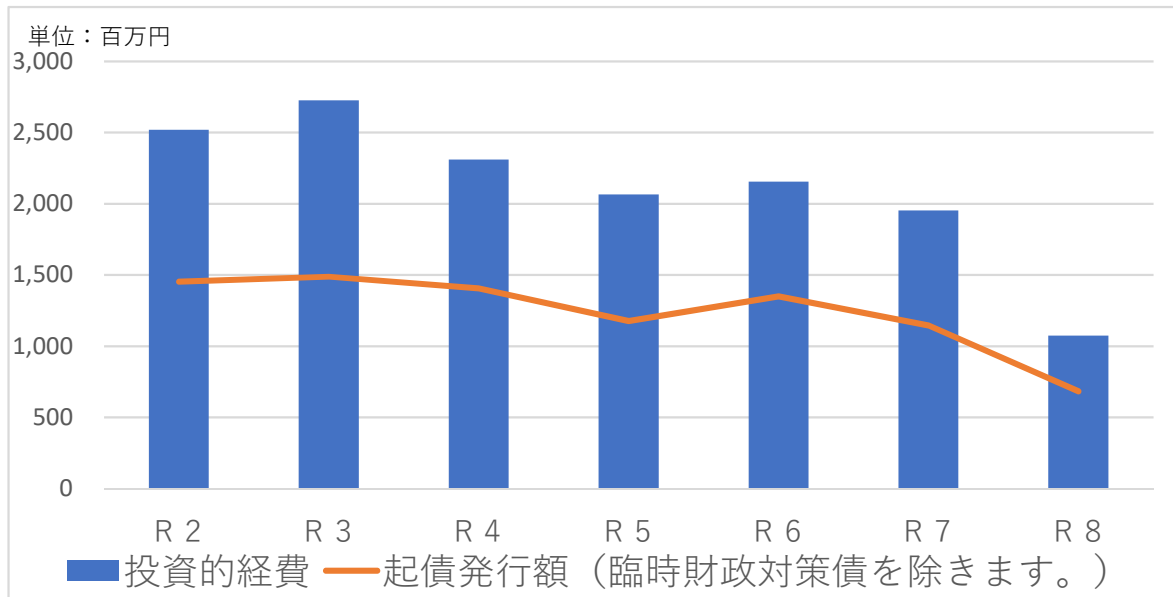


単位：百万円

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳出	36,917	29,974	27,928	27,121	27,482	26,813	26,793



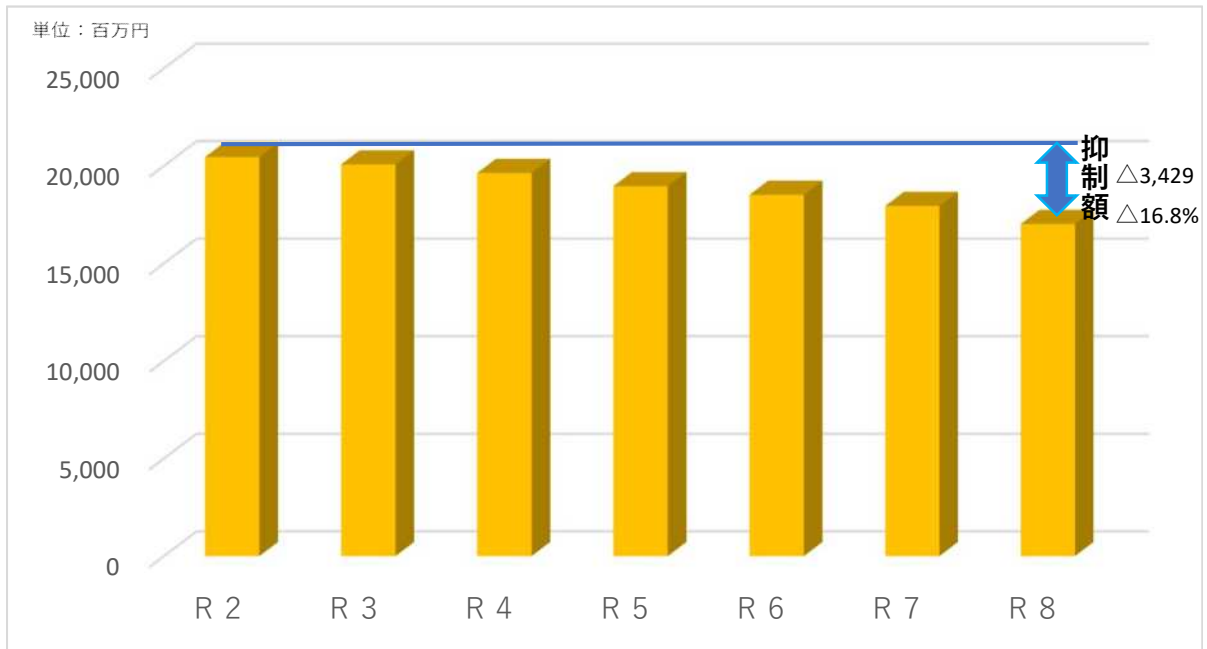
## 6. 投資的経費と起債発行額の推移



単位：百万円

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
投資的経費	2,519	2,727	2,309	2,064	2,155	1,953	1,073
起債発行額	1,453	1,488	1,407	1,177	1,349	1,145	683

## 7. 市債残高の推移（臨時財政対策債を除きます。）



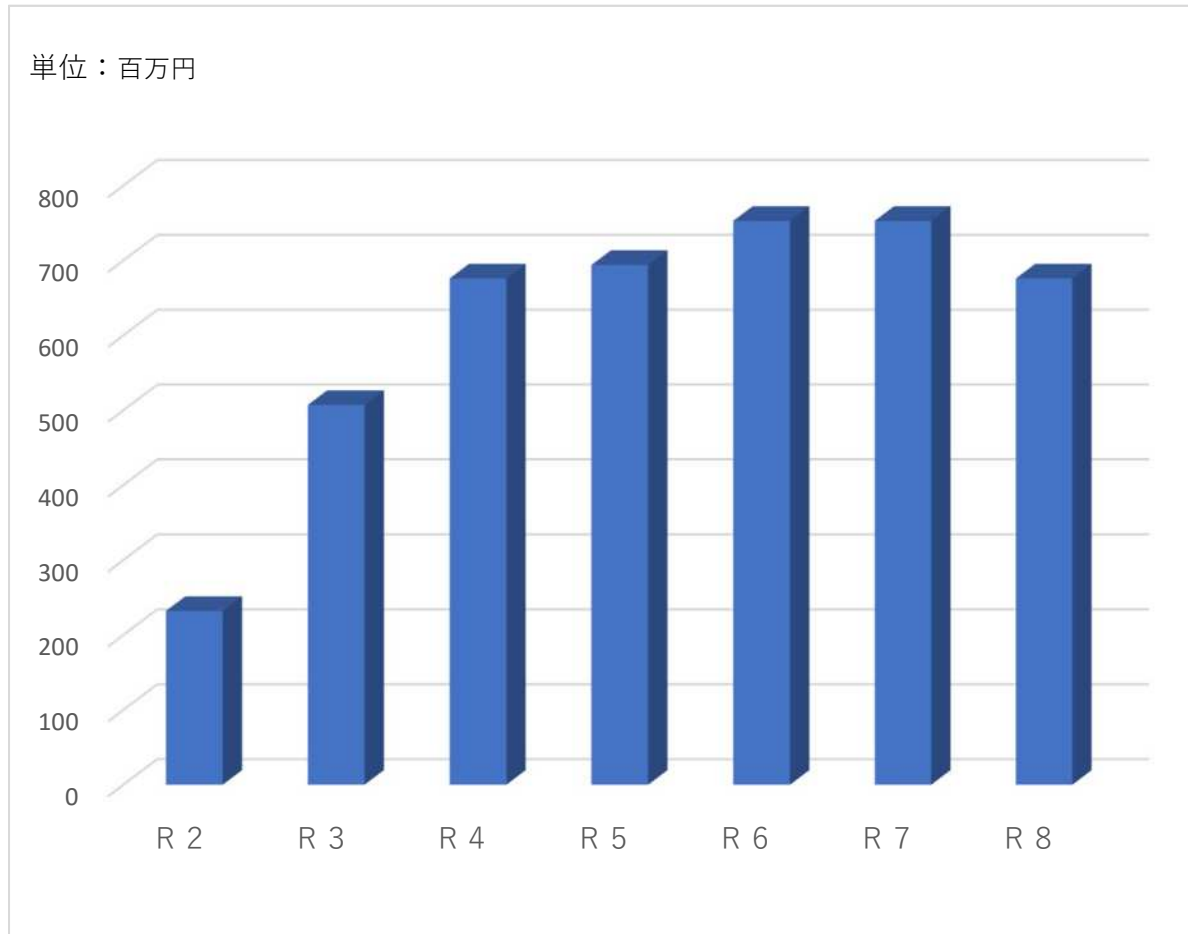
単位：百万円

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市債残高	20,445	20,069	19,631	18,952	18,511	17,943	17,016

↑ 総合計画目標値(R4：18,750)

※目標値との差は、小中学校の空調整備やWiFi環境整備  
に取組む必要が生じたことによる市債の増

## 8. 財政調整基金残高の推移



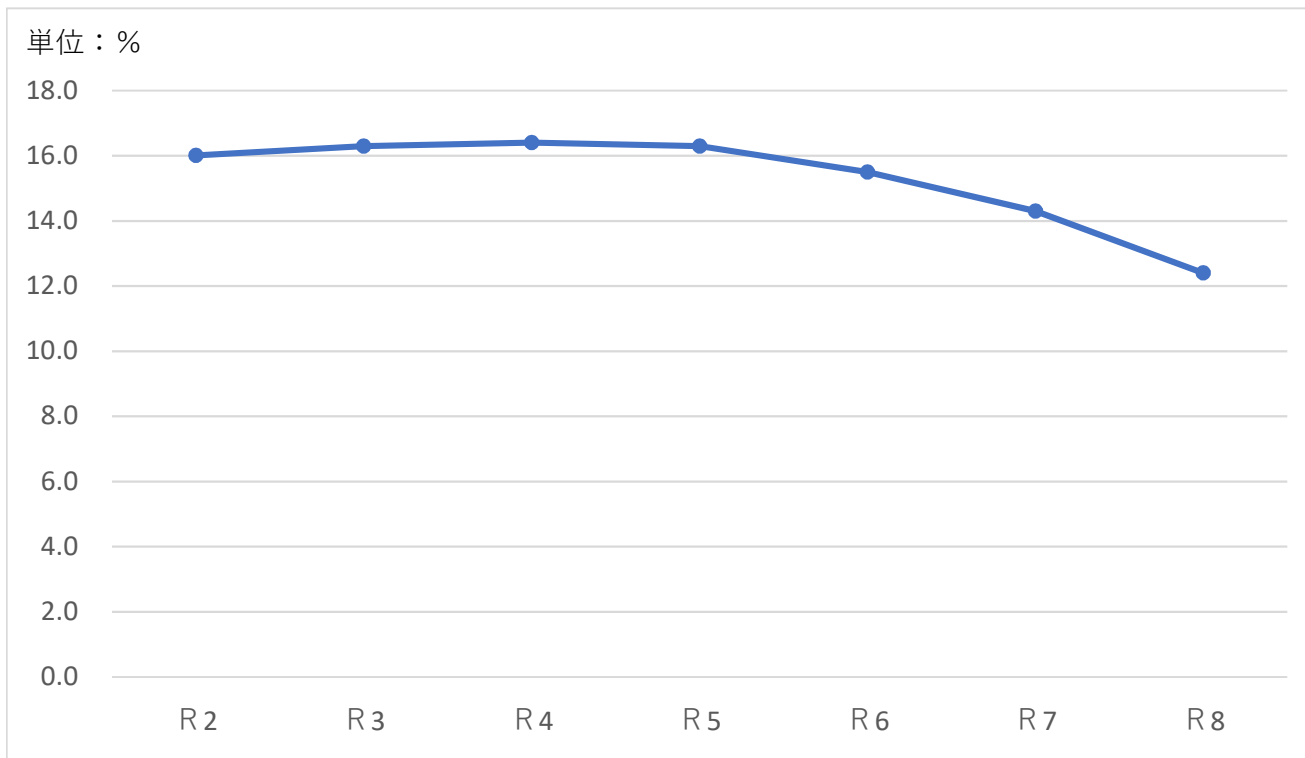
単位：百万円

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
財政調整基金残高	232	507	676	694	753	753	676

↑総合計画目標値

(R4：600)

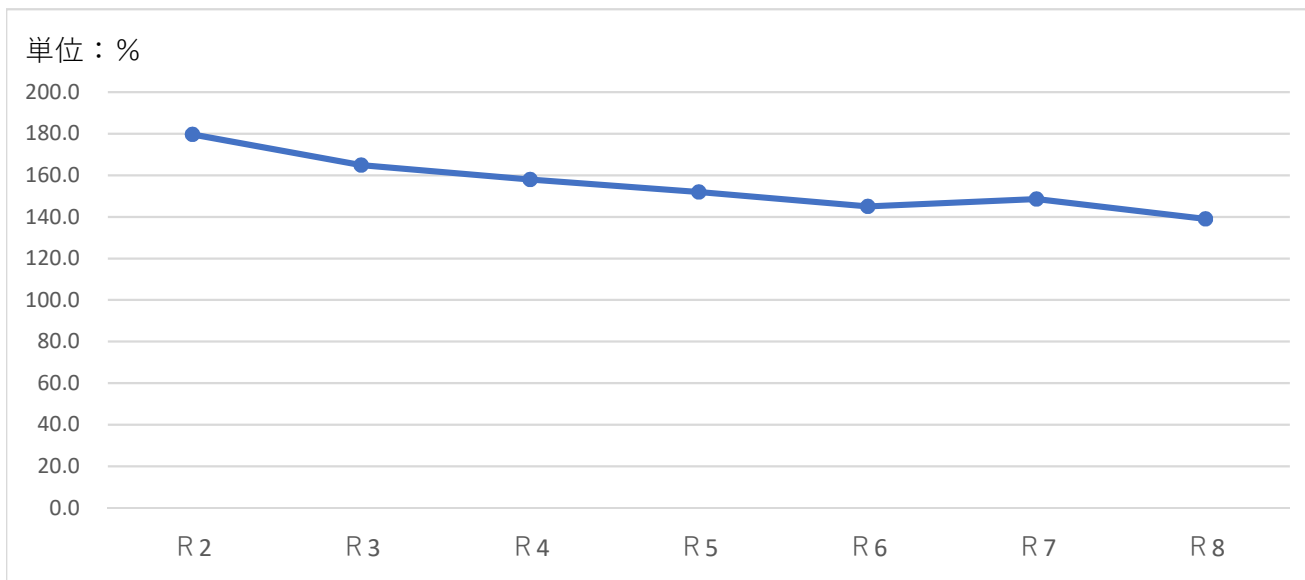
## 9. 実質公債費比率（3か年平均）の推移



単位：%

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実質公債費比率(3か年平均)	16.0	16.3	16.4	16.3	15.5	14.3	12.4

## 10. 将来負担比率の推移



単位：%

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
将来負担比率	179.7	164.9	157.9	151.9	145.1	148.5	139.0

↑総合計画目標値

(R4：182.7)

## 1 1. 用語の説明

頁	用語	説明
3	一般会計	市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計
3	地方交付税	団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体も一定水準の行政サービスが提供できるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を、地方公共団体の財政規模などに応じて配分される地方固有の財源
3	普通交付税	地方交付税のうち一定の算式に基づいて交付される収入
3	臨時財政対策債	国の財源不足を理由に地方交付税が減額となった際に、市が不足する一般財源に充てるために発行する市債。このため、この市債に係る元利償還金は後年度の地方交付税で100%措置されます。
4	特別交付税	普通交付税を補完するもので、災害等の特殊需要などに対して交付される収入
4	地方消費税交付金	地方消費税の一部を、市の人口や従業員数に応じて県から交付される収入
4	環境性能割交付金	令和元年度税制改正の車体課税の見直しに伴う財源調整のため、県から交付される収入
4	地方特例交付金	国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国から交付される収入
4	国・県支出金	定められた経費負担の区分に基づき、国や県から市に対して交付される収入
4	繰入金	会計間で他の会計の収支不足を補填するなどの目的で別の会計から充当される収入、又は基金を取り崩して繰り入れる収入
4	財産収入	市が所有している財産（土地、建物など）の貸付、売却などにより得られる収入
4	市債	投資的経費など多額の経費が必要となる際に、その資金を調達するために発行する債券で、長期的な借入金
4	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、市営住宅の建設など社会資本の整備等のための事業に要する経費
4	諸収入	収入の性質により、他の区分に含まれない収入

4	分担金及び負担金	市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度に徴収する収入
5	扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費や市単独で行っている各種扶助のための経費
5	物件費	市が支出する消費的性質経費の総称、消耗品を含む需用費や委託料、備品購入費など
5	補助費等	市から他の団体（民間企業、一部事務組合、公営企業など）や個人などに対して、行政上の目的により交付する経費
5	公債費	市が発行した地方債の元利償還金に要する経費
5	繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費
6	財政調整基金	市が財源の余裕のある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで年度間の財源調整を行い、計画的な財政運営を行うために資金を積み立てる目的の基金
6	出資金・貸付金	市が企業などの支援を目的に資金を貸し付ける等の経費
7	主要一般財源	用途を限定されることなく、どのような経費にも充てられる財源（例：市税、地方交付税、自動車重量譲与税、地方消費税交付金など）
7	義務的経費	支出が法令などで義務付けられており、任意に削減できない経費（人件費、扶助費、公債費など）
1 1	実質公債費比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標で、市の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金(市債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標 ※標準財政規模…地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常一般財源の規模で、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量
1 1	将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標で、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、市の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標